

改正会社法及び改正法務省令に対する監査役等の実務対応

2021年2月26日

公益社団法人日本監査役協会

監査法規委員会

目次

はじめに	2
第1 株主総会に関する規律の見直し	3
1 株主総会資料の電子提供制度の創設	3
2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備	6
第2 取締役等に関する規律の見直し	9
1 取締役の報酬等に関する規律の見直し	9
1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針	9
2) 取締役の金銭でない報酬等に関する規律の明確化	11
3) 会社役員の報酬等に関する事業報告による開示の充実化	13
2 会社補償に関する規律の整備	16
3 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備	20
4 業務執行の社外取締役への委託	23
5 社外取締役を置くことの義務付け	24
6 社外取締役に期待される役割に関する開示義務	26
第3 その他	29
1 株式交付制度の創設	29
2 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解	37
3 株式の併合等に関する事前開示事項	38
4 親会社との関係に関する記載事項	39
別表1 公開会社の事業報告の新たな記載事項	41
別表2 株主総会参考書類の新たな記載事項	46

※今回の改正点のうち、「社債の管理」(社債管理補助者制度、社債権者集会)を含む一部の改正については、本報告書では言及していない(「はじめに」参照)。

なお、本報告書における参考文献については、下記のとおり略称にて記載する。

- ・ **施行規則パブリックコメント回答**……法務省「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」
- ・ **一問一答**……竹林俊憲編著『一問一答 令和元年改正会社法』(商事法務 2020)
- ・ **別冊商事法務解説**……別冊商事法務 No. 454「令和元年改正会社法②—立案担当者・研究者による解説と実務対応—」

はじめに

2019年12月11日、「会社法の一部を改正する法律」（以下、「改正会社法」という）が公布され、2020年11月27日、改正会社法に基づく「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（以下、「改正法務省令」という）が公布された。改正会社法及び改正法務省令は、本年3月1日に施行される（改正会社法のうち、株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止に関する部分を除く）。

弊協会監査法規委員会及び会計委員会では、改正会社法・改正法務省令に加えて、監査人の監査基準の改訂や、今後予定されるコーポレートガバナンス・コードの改訂の内容も踏まえた監査役監査基準等の改訂に向けて鋭意検討を進めているが、一連の改訂作業を了するには今しばらくの時間を要することが見込まれる。そこで、本報告書において、主として本年6月に開催される定時株主総会への対応に焦点を当て、監査役若しくは監査役会又は監査委員会、監査等委員会（以下「監査役等」という）の実務上の留意点を検討し取りまとめることとした。

本報告書は、主として大会社かつ公開会社を念頭に置き、かつ、3月決算会社（6月定時株主総会開催会社）を念頭に作成している。そのため、これに該当しない会社の方におかれては、法令の経過措置等を勘案しながら、各社の実情に応じて可能な限り活用いただけたら幸いである。

なお、本報告書は監査役等の実務対応に焦点を当てて作成されたものであり、改正法令の解説や会社としての対応事項の解説を意図したものではないことにご留意願いたい。また、監査役等の実務対応に焦点を当てる趣旨の下に検討を行った結果、今回の改正点のうち、「社債の管理」（社債管理補助者制度、社債権者集会）を含む一部の改正については、監査役等の実務との関係性を勘案し、紙幅等の事情も考慮の上、本報告書では割愛させていただきます点をご了承いただきたい。

第1 株主総会に関する規律の見直し

1 株主総会資料の電子提供制度の創設

(1) 法令のポイント

①導入の背景

投資家と株式会社との建設的な対話が重要な課題とされている中、投資家が議決権を行使するための株主総会参考資料の十分な検討期間が確保されていないという指摘がある。他方、株式会社としても株主総会参考資料の印刷及び郵送の時間や費用の削減が図れるとともに、これまでより早期に株主へ株主総会資料が提供されることを期待し設けられた制度である。

定款の定めに基づき取締役が株主総会資料の内容につき、自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会招集通知に記載等して通知することで、株主個別の承諾を得なくても適法に提供したものとされる¹。

②電子提供措置をとる旨の定款の定め（会社法第325条の2）

株式会社は取締役が株主総会の招集手続を行うときは、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる²。

電子提供措置とは、インターネット（自動公衆送信装置）により、株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置をいう（会社法施行規則第95条の2）。

③電子提供措置（会社法第325条の3）

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第299条第2項各号に掲げる場合は、株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日から、株主総会の日後3か月を経過する日までの間、下記に係る情報内容について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①株主総会の日時及び場所②株主総会の目的である事項があるときは、当該事項③株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨④株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨⑤会社法施行規則第63条で定める事項 |
|---|

¹ 現行法でも個別の株主に承諾を得ることでインターネットによる提供が認められているが、上場会社では株主数が多く全ての株主から承諾を得ることは困難であり、ほとんど利用されていない。

² 定款に電子データを掲載するウェブサイトのアドレスまで定めることは要しない。他方、会社法第325条の5第3項の規定に基づき書面交付請求をした株主に対して交付する書面から電子提供措置事項のうち全部又は一部について省略する場合は、その旨を定款で定めておく必要がある（一問一答15頁）。

- ⑥株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- ⑦株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合、株主総会参考書類に記載すべき事項
- ⑧株主による議案要領通知請求があった場合の議案の要領
- ⑨計算書類及び事業報告（監査役及び会計監査人の監査報告含む）に記載され、又は記録された事項³
- ⑩連結計算書類に記載され、又は記録された事項⁴
- ⑪上記①～⑩の事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項⁵

④株主総会の招集の通知等の特則（会社法第 325 条の 4、会社法施行規則第 95 条の 3）

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社は株主総会招集通知に下記の事項を記載し、又は通知しなければならない（電磁的方法による通知の承諾をした株主を除く）。

- ①株主総会の日時及び場所
- ②株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- ④株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- ⑤電子提供措置をとっているときは、その旨
- ⑥EDINET による特例を行っているときは、その旨
- ⑦電子提供措置を行っているウェブサイトのアドレス等⁶

⑤書面交付請求（会社法第 325 条の 5）

インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮するため、書面での提供を希望する株主に対して、株主総会の基準日までに請求があれば招集通知とともに電子提供措置事項を記載した書面を提供しなければならない⁷。ただし、定款の定めにより電子提供書面に記載する事項を一部に限定し、その他の記載を省略することも可能であ

³ 取締役会設置会社である場合に限る。

⁴ 取締役会設置会社である会計監査人設置会社に限る。

⁵ 誤記の修正や電子提供措置の開始後に生じた事情に基づくやむを得ない修正等であって、内容の実質的な変更とならないものに限り、電子提供措置事項を修正することができることと解される（一問一答 30 頁）。

⁶ 会社のウェブサイトのトップページ等の URL を記載し、当該トップページなどから目的のウェブページに到達するための方法を併記することもできる。また、後述する電子提供措置の中断への対応として、複数のウェブサイトにより電子提供措置事項に係る情報を掲載し、全てのアドレスを通知することも可能（施行規則パブリックコメント回答 54、55 頁）。

⁷ 株主総会参考書類等の pdf ファイル等をウェブサイトに掲載することにより電子提供措置をとる場合には、当該 pdf ファイル等を印刷した書面を交付することが想定される。電子提供措置事項以外の追加的な事項に係る情報を掲載している場合にそれらの追加的な事項まで含めなければならないものではない（一問一答 36 頁）。

る⁸。書面交付請求はいつでもすることができ、一度された請求はその後の全ての株主総会及び種類株主総会について効力を有する⁹。なお、書面交付請求の日から1年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には、1か月以上の期間に異議を述べるべき旨を催告できる。当該株主より異議が述べられなければ書面交付請求は効力を失う¹⁰。

⑥電子提供措置の中断（会社法第325条の6）

電子提供措置をとるウェブサイトを使用するサーバーのダウン等や、ハッカーやウイルス感染等による改竄等が生じ得ることがあることから、一定の場合に救済措置が設けられている。

株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報とその状態に置かれなくなったこと又は当該情報とその状態におかれた後改変されたことにより電子提供措置が中断した場合に下記全ての要件を満たす場合は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- | |
|--|
| <p>①電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること</p> <p>②電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと</p> <p>③電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと¹¹</p> <p>④株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に対して電子提供措置をとったこと</p> |
|--|

（2）適用時期

公布の日から起算して3年6か月を超えない範囲内で施行される。準備期間のためとなるが、具体的には未定¹²。また施行日にて振替株式を発行している会社（上場会社）は、当該施行日にて電子提供制度をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなされる（整備法第10条第2項）。

⁸ 株主総会参考書類の記載事項の一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないこととする場合には、取締役会の決議において決定しなければならない（会社法施行規則第63条第1項第3号ト）。

⁹ 一問一答38頁。

¹⁰ 書面交付請求が効力を失った場合でも、その後改めて当該株主が書面交付請求をすることは妨げられない（一問一答39頁）。

¹¹ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超える場合は、株主総会の招集手続の違反したときに該当し、当該株主総会の決議取消事由となる（一問一答41頁）。

¹² 2022年度中が予定されている（法務省「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」）。

(3) 監査役等としての留意点

①留意点

監査役及び監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法第384条、第399条の5）。

②監査役等の対応

特に上場会社等の振替株式を発行する会社においては、当該制度が義務付けられるため、施行時期の把握に努めるとともに、監査役等は執行側が適切に対応できるよう社内体制の整備状況を注視する必要がある。また施行後に当該制度のもと株主総会が開催される場合は、適法に株主総会招集手続がなされているか、確認しなければならない（書面交付請求株主への招集手続含む。書面交付においては、株主総会参考書類及び事業報告に記載すべき事項につき、電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて異議があるときは、監査役、監査等委員会又は監査委員会は異議を述べる必要がある）。

さらに電子提供措置期間内の障害の発生状況についても適宜報告を受け、電子提供に障害が発生した場合には、中断が影響を及ぼさないとされる事項全てに対応できているか確認を行う。

みなし定款変更の場合であっても施行日より6か月以内に本店所在地において登記しなければならないため、登記手続の有無を確認する必要がある。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備

(1) 法令のポイント

①導入の背景

株主提案権について、近年、1人の株主により膨大な数の議案が提出されるなど濫用的な行使がみられている。株主総会における審議時間等が濫用的に提出された議案に割かれることや株主総会の意思決定機関としての機能への影響、株主総会招集通知の印刷等のコスト増加など弊害が指摘されており、それらへの措置として、議案要領通知請求¹³を行う場合に当該株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数に上限を設けることとされた。

②制限の対象（会社法第305条第4項）

取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求をする場合において提出する議案の数の

¹³ 株主総会の目的である事項につき株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる（会社法第305条第1項）。

上限を10とすることとされている。株主総会の目的事項である議題提案権及び議場における議案提案権については、制限されていない¹⁴。

③制限される議案の個数（会社法第305条第4項）

取締役会設置会社の株主が同一の株主総会において提案する議案の数が10を超える場合は、その超えた議案について議案要領通知請求を拒絶することができる。数人の株主が共同して株主提案権を行使することも認められるが、それぞれの株主が有する上限の範囲内であることが必要である。

なお、10を超える下記の議案の数え方については、以下のとおりとなる¹⁵。

- 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任に関する議案
 - 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の解任に関する議案
 - 会計監査人を再任しないことに関する議案
- ⇒それぞれ議案の数（人数）にかかわらず、1つの議案とされる。

- 定款変更に関する2以上の議案

⇒当該議案が異なる議決がなされた場合、矛盾が生じる場合は1つの議案とされる。

数え方の例	議案の数
A：取締役5名選任、監査役2名選任	1個
B：取締役10名選任、監査役1名選任 取締役3名解任	2個
C：定款変更（商号変更と本店所在地変更の場合）	2個
D：定款変更（監査役廃止提案と監査等委員会設置会社移行提案の場合）*異なる議決がされた場合、矛盾が生ずる。	1個

④10個を超える数の議案が提案された場合の取扱い

上記②の提案する議案の数が10を超える場合は、その超えた議案について議案要領通知請求を拒絶することができる¹⁶。10を超える議案については取締役が合理的な方法で任意に定めるものとされる。ただし、当該株主がその優先順位を定めている場合は、当

¹⁴ 株主より議題が提出された場合、議題に対応する議案の要領を株主総会招集通知に記載することを請求しなかったときは、株式会社は当該株主の請求を拒否することができることとされていることから、膨大な数の議題が提出されることは想定されていない。また、議場における議案提案権については、株主総会招集通知に記載された議題以外の事項について決議できないこと、議案の修正動議の範囲も議題から一般的に予見できる範囲を超えられないため、制限されていない（一問一答57頁）。

¹⁵ 「第〇号議案 監査役3名選任」と一括審議される場合においても本来1名ごとに1議案とされるが、個数を10個までと制限することで、10名を超える人数の選解任やその他の議案を提案できないこととならないようにするための対応である。

¹⁶ 「拒絶しなければならない」ではないため、10を超える議案について採用することも可能。

該優先順位に基づいて定めなければならない¹⁷。会社法においては、株式会社が、議決権行使の取扱いに関する事項をあらかじめ定めておくことが認められている（会社法施行規則第 63 条）ことから、10 を超える議案の決定方法についても株式取扱規程等において定めることが考えられる。なお、株主ごとに合理的な理由なく異なる取扱いをすることは、株主平等原則に反し、許されないとされている¹⁸。

（２）適用時期

改正会社法施行後（2021 年 3 月 1 日以降）に開催される定時株主総会から適用される。ただし、施行後に株主総会が開催される場合でも改正会社法施行前に行われた議案要領通知請求については、従前の例による。

（３）監査役等としての留意点

①留意点

監査役及び監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法第 384 条、第 399 条の 5）。

②監査役等の対応

監査役等としては、10 を超える議案については、取締役が定めるとされていることから、自社に「株式取扱規程」があり、当該規程に対応する規定を設ける場合は、上記の改正趣旨を反映した規程となっているか、当該規定に基づいた対応がなされているか確認する必要がある。

また、定款変更に関する 2 以上の議案については、上記（１）③のとおり矛盾が発生するかの内容により判断されるため、個数の判断理由について担当取締役に確認する。その上で、恣意的な運用や株主ごとに異なる対応など株主平等原則に反する取扱いが行われないよう留意する。

¹⁷ 議案の制限数により拒絶された議案については、会社法第 305 条第 6 項の制限には当たらず、次の株主総会において再び提出することができる（一問一答 67 頁）。

¹⁸ 一問一答 64 頁。

第2 取締役等に関する規律の見直し

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(1) 法令のポイント

①導入の背景

取締役の報酬等については、定款又は株主総会の決議により概括的に定め、個々の取締役の報酬等の内容の決定は、取締役会に委任できるという取扱いに対して、投資家等からその決定手続等の透明性を高めることへの強い要請とともに、会社法上、何らかの規律を設けるべきとの指摘がなされていた。

②改正の概要（会社法第361条第7項）

有価証券報告書の提出義務を負う監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）の取締役会及び全ての監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容について、定款又は株主総会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容が具体的に定められていない場合には、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（会社法施行規則第98条の5）を決定しなければならない¹⁹ ²⁰ ²¹。

③取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について決議を要する事項（会社法施行規則第98条の5）

- i) 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る）の額又はその算定方法の決定に関する方針（第1号）
- ii) 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標²²を基礎としてその額又は数が算定される報酬等（以下「業績連動報酬等」という。）がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は

¹⁹ 指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（会社法第409条第1項）及び個人別の報酬等の内容（第404条第3項前段）を決定されることとされているから、指名委員会等設置会社を除外することとしている（一問一答77頁Q54(注1)）。

²⁰ 当該内容の決定方針は、当該方針や取締役の報酬等の内容に関する会社法第361条第1項各号に掲げる事項についての定款又は株主総会の決議による定めに変更がない場合にまで、一定の頻度で取締役会の決議による決定を求めるものではない（施行規則パブリックコメント回答17～18頁）。

²¹ 任意の報酬委員会が当該方針に係る検討及び素案の作成等をして、その結果を取締役会に報告し、これを踏まえ、取締役会が当該方針を決定するという工夫をすることは否定されないと考えられる（一問一答82頁Q57）。

²² 「その他の当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標」は、連結業績を示す指標が含まれる（施行規則パブリックコメント回答19頁）。

数の算定方法の決定に関する方針²³（第2号）

- iii) 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（第3号）
- iv) 第1号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針²⁴（第4号）
- v) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針²⁵（第5号）
- vi) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項（第6号）
 - イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
 - ロ イの者に委任する権限の内容
 - ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容²⁶
- vii) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（前号に掲げる事項を除く。）（第7号）
- viii) 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項²⁷（第8号）

²³ 業績指標の内容の決定に関する方針を定めることを求めるものであり、必ずしも個別の業績指標の詳細を定めることが求められるものではない。また、同条第3号の非金銭報酬等の場合においても同様である（施行規則パブリックコメント回答19頁）。

²⁴ 同条第2号の業績連動報酬等又は第3号非金銭報酬等を付与しない場合であっても、同条第1号の報酬等の額が取締役の個人別の報酬等の額の全部を占めることになるため、同条第4号の方針としては、その旨定めることが考えられる（施行規則パブリックコメント回答21頁）。

²⁵ 例えば、取締役の報酬等として金銭を付与する場合において、在任中に定期的に支払うか、退職慰労金等として退任後に支払うかなどの点についての方針が含まれると考えられる。他方で、例えば、株式を報酬等として交付する場合において、それをいわゆる事前交付型とするか事後交付型とするかは、非金銭報酬等の内容（同条第3号）の一部であるとも考えられる（施行規則パブリックコメント回答21頁）。

²⁶ 例えば、任意の報酬諮問委員会等を設置し、委任を受けた代表取締役等が当該報酬諮問委員会等の見解を踏まえて当該決定する場合が同号に該当すると考えられる（施行規則パブリックコメント回答24頁）。

²⁷ 例えば、一定の事由が生じた場合に取締役の報酬等を返還させることとする場合におけるその事由の決定に関する方針等が考えられる（施行規則パブリックコメント回答26頁）。

(2) 適用時期

本規定は、特段の経過措置が定められていないため、対象となる会社は改正法の施行日である2021年3月1日よりも前に取締役会においてこれらの事項を決定しておかなければ、形式的には決定義務違反になることに留意が必要となる。

(3) 監査役等の留意点

監査役等は決定手続等の透明性を高めるという法改正の趣旨に従って取締役会の決議がなされているかを確認する。

※ 監査等委員の意見陳述権との関係については、今後検討、整理していく予定。

2) 取締役の金銭でない報酬等に関する規律の明確化

(1) 法令のポイント

①導入の背景

取締役に金銭でない報酬等を付与する場合に定款又は株主総会の決議によって具体的な内容を定めなければならないとされているところ、その「具体的な内容」が、解釈上、必ずしも明らかではない。また、近年インセンティブ付与の観点から当該株式会社の株式又は新株予約権を報酬等とすることの重要性や既存株主に持株比率の低下や希釈化による経済的損失が生ずる可能性があるとの指摘から、その「具体的な内容」を明確にされることが望ましいとされた。

②改正の概要（会社法第361条第1項第3号～第6号）

株式会社が当該株式会社の募集株式を取締役の報酬等として付与しようとする場合には、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限（会社法第361条第1項第3号）²⁸その他の事項（会社法施行規則第98条の2）を株式会社が当該株式会社の募集新株予約権を取締役の報酬等として付与しようとする場合には、当該募集新株予約権の数の上限（会社法第361条第1項第4号）その他の事項（会社法施行規則第98条の3）を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととしている²⁹。

また、株式会社が当該株式会社の募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等として付与しようとする場合には、取締役が引き受ける募集株式又は募集新株予約権の数の上限その他の事項（会社法施行規則第98条の

²⁸ より円滑に株式を報酬等として取締役に付与できるよう、上場会社は取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をする場合に、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととした（会社法第202条の2第1項第1号）。また、この場合、有利発行規制は適用されない（一問一答94頁Q63）。

²⁹ 指名委員会等設置会社における執行役及び取締役の報酬等についても同様に規定されている（会社法第409条第3項第4号）。

4) を定款又は株主総会の決議により定めなければならないこととしている³⁰ ³¹ (会社法第361条第1項第5号)。

さらに、改正前会社法では、不確定額である報酬等又は金銭でない報酬等について、これら報酬等に関する事項の定め又はこれを改定する議案を株主総会に提出する場合には、当該株主総会にて当該事項が相当とする理由を説明しなければならないとされていたところ、近年は、確定額、不確定額、金銭、非金銭の報酬等の多様な組み合わせが一般的となりつつある状況に鑑みて、改正法では、確定額である金銭の報酬等に関する事項を定め又はこれを改定する議案を株主総会に提出する場合には、当該株主総会にて当該事項を相当とする理由を説明しなければならないこととしている³² ³³ (会社法第361条第4項)。

③募集株式又は募集新株予約権を報酬等とすることについて、定款又は株主総会の決議により定めるべき事項 (会社法施行規則第98条の2、3)

【募集株式】

- i) 当該募集株式の数の上限 (会社法第361条第1項第3号)
- ii) 募集株式に係る次に掲げる事項 (会社法施行規則第98条の2)
 - 1 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
 - 2 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
 - 3 前2号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

【募集新株予約権】

- i) 当該募集新株予約権 (会社法第238条第1項) の数の上限 (会社法第361条第1項第4号)
- ii) 募集新株予約権に係る次に掲げる事項 (会社法施行規則第98条の3)
 - 1 会社法第236条第1項から第4項に掲げる事項 (同条第3項の場合には、同条第

³⁰ 取締役でない従業員、子会社の役員、子会社の従業員、アドバイザーその他の第三者については、取締役と同様の規律を設けることはしていない (一問一答90頁Q61 (注2))。

³¹ 指名委員会等設置会社における執行役及び取締役の報酬等についても同様の規律が適用される (会社法第409条第3項第5号)。

³² 一問一答87頁Q59 1~3。

³³ 省令附則第2条第9項の規定により、改正法の施行前に株主総会の招集の手続が開始されたときは、株主総会参考書類に当該理由を記載することを要しない (施行規則パブリックコメント回答60頁)。

- 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに同条第 3 項各号に掲げる事項)
(第 1 号)
- 2 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要 (第 2 号)
- 3 1 及び 2 の事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要 (第 3 号)
- 4 会社法第 236 条第 1 項第 6 号に掲げる事項 (第 4 号)
- 5 会社法第 236 条第 1 項第 7 号に掲げる事項の内容の概要 (第 5 号)
- 6 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要 (第 6 号)

(2) 適用時期

本規定は特段の経過措置は定められていないため、施行日より適用となるが、施行日前に株主総会の決議がされた場合であっても、改正法において要求される事項を網羅した決議がされていると評価できる場合には、改めて株主総会の決議を経る必要はないとも考えられている。そのため、実務上は、株主総会決議の取り直しの要否について各社で検討するものと考えられる。

(3) 監査役等としての留意点

① 監査役等の留意点

監査役等は、取締役に金銭でない報酬等を付与する場合の「具体的な内容」を明確にする趣旨に鑑みて、株主総会参考書類における議案の内容が上記趣旨に沿うものとなっているかを確認する必要がある。

② 監査等委員(会)の留意点

監査等委員会(監査等委員)については、監査等委員でない取締役の報酬等に対する意見陳述権の行使に向けた意見形成の着眼点として、株式・新株予約権報酬の重要性・株主権の希釈化についても留意する必要がある。

3) 会社役員の報酬等に関する事業報告による開示の充実化

(1) 法令のポイント

① 導入の背景

改正前会社法における事業報告による会社役員の報酬等に関する開示の内容が不十分であり、株主が報酬等の内容がインセンティブ付与の観点から適切に定められているかどうかを判断することができるように、事業報告による開示事項を充実すべきであると

の指摘がされていた³⁴。

②改正の概要（会社法施行規則 121 条第 1 項第 4 号、第 5 号の 2～第 6 号の 3）

事業年度の末日において公開会社である会社の事業報告では、会社役員に関する事項として報酬等に関する事項を記載しなければならない（会社法施行規則第 119 条第 1 項第 2 号）とされており、新たに事業報告に記載すべき事項として、次の事項が追加となった。

- i) 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役ごとの報酬等の総額又は会社役員ごとの報酬等の額について、当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報酬等、非金銭報酬等及びそれら以外の報酬等の（総）額（第 4 号イ～ハ、第 5 号）
- ii) 会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げる事項（第 5 号の 2）
 - イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
 - ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法³⁵
 - ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績
- iii) 会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容³⁶（第 5 号の 3）
- iv) 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する次に掲げる事項（第 5 号の 4）
 - イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日
 - ロ 当該定めの内容の概要
 - ハ 当該定めに係る会社役員の員数
- v) 法第 361 条第 7 項の方針又は法第 409 条第 1 項の方針を定めているときは、次に掲げる事項（第 6 号）
 - イ 当該方針の決定の方法

³⁴ 一問一答 98 頁 Q65。

³⁵ 株主が業績連動報酬等と業績指標との関連性等、業績連動報酬等の算定に関する考え方を理解することができる程度の記載が求められており、業績指標に関する実績等から業績連動報酬等の具体的な額又は数を導くことができるような記載が必ずしも求められるものではない（施行規則パブリックコメント回答 30～31 頁）。

³⁶ 例えば、同号の当該非金銭報酬等に株式が含まれる場合には、当該株式の種類、数や当該株式を割り当てた際に付された条件の概要等を記載することが考えられる（施行規則パブリックコメント回答 32 頁）。

- ロ 当該方針の内容の概要³⁷
 - ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由³⁸
- vi) 各会社役員³⁷の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（v）の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要（第6号の2）
- vii) 株式会社³⁷が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項（第6号の3）
- イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
 - ロ イの者に委任された権限の内容
 - ハ イの者にロの権限を委任した理由
 - ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

（2）適用時期

当該改正に係る経過措置として、施行日である2021年3月1日より前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告の記載については、なお、従前の例によるとされている（省令附則第2条第11項）。そのため、3月決算の会社の2021年3月期の事業報告は、当該経過措置の対象とならないため、上記の新たに事業報告に記載すべき事項を要することに留意が必要となる。

（3）監査役等としての留意点

監査役等としては、当該記載が行われているか、並びにその内容が上記趣旨に沿うものとなっているかを確認することが求められる。

前述のとおり、本改正は会社役員に対して適切なインセンティブが付与されているか

³⁷ その記載の順序等について定めることはしておらず、会社法施行規則第98条の5各号に掲げる事項ごとに記載しなければならないわけではない（施行規則パブリックコメント回答33～34頁）。

³⁸ 事業年度中又は事業年度末日後に当該方針について変更があった場合には、変更前の当該方針についても当該理由の説明のために必要な記載をすることが考えられる（施行規則パブリックコメント回答35～36頁）。

どうかについて株主が判断し得るようにすることを目的としており、記載の確認の際には、かかる趣旨を満たす程度の記載がなされているかを検討することが必要となる。

2 会社補償に関する規律の整備

(1) 法令のポイント

①改正の背景

役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（防御費用）及び第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（賠償金、和解金）の全部又は一部を、株式会社が当該役員に対して補償することは、優秀な役員人材を確保するとともに、役員等が損害の賠償をおそれ、過度に職務執行が萎縮することを防ぐため、適切なインセンティブを与えることが認められるとされている。

現行法上は、取締役に損害賠償請求がなされても過失がなければ、費用の補償が認められるとする解釈もみられるが³⁹、他方で役員等と株式会社と間に利益が相反するおそれもあったことから、会社補償を行うための手続や範囲等を明確に定め、適切に運用されることを目的に規律の整備がなされた。

また、会社法第 430 条の 2 第 6 項では、利益相反取引規制を適用しないこととされている。

②補償契約の定義（会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号）

株式会社が役員等に対して下記に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約をいう⁴⁰。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 当該役員等が、その職務執行に関し⁴¹、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用2 当該役員等が、その職務執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失<ol style="list-style-type: none">ア 当該責任を役員等が賠償することにより生ずる損失イ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 |
|--|

³⁹ コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会公表「法的論点に関する解釈指針」（2016年3月18日）。

⁴⁰ 補償契約においては、会社に対する損害賠償責任に係る賠償金及び和解金は補償の対象とならない。当該事項への補償は後述する役員等賠償責任保険契約での対応となる。

⁴¹ 具体的に、どのような場合に、株式会社の役員等としての職務の執行に関連性を有するといえることができるかについては、解釈に委ねられる。例えば、役員等がその職務の執行や職務上の地位と全く関係なく個人的に損害を賠償する責任を負うことや責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用等を株式会社が補償することについては、「職務の執行に関し」という要件を満たさないため、補償契約に関する規定は適用されない（一問一答 108 頁）。

③補償されない費用（会社法第 430 条の 2 第 2 項～第 3 項）

補償契約を締結している場合であっても、役員等に対して費用補償を制限なく認めることで当該役員の職務の執行の適正性が損なわれるおそれがあることから、当該補償契約に基づき、下記に掲げる費用等は補償することができない。

- 1 防御費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- 2 当該株式会社が損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して任務懈怠責任を負う場合における当該責任に係る部分
- 3 悪意又は重大な過失があった場合の第三者に対する損害賠償及び和解金による損失の全部⁴²

また、補償契約に基づき防御費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を与える目的で職務を執行したことを知ったときは、補償した防御費用の返還を請求することができる。

④手続（会社法第 430 条の 2 第 1 項、同第 3 項、同第 4 項）

補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議を要する。また、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においても取締役や執行役への委任はできない（会社法第 399 条の 13 第 5 項第 12 号、第 416 条第 4 項第 14 号）。なお、補償契約の当事者となる取締役は会社法第 369 条第 2 項に定める「特別の利害関係」を有すると考えられ、当該契約の相手方となる取締役は議決に加わることができないと解される。

補償契約の内容に基づき補償をすることの決定については、取締役会の決議によらなければならないとはされていない。ただし、取締役会設置会社において、個別具体的事情によっては、「重要な業務執行の決定」に該当し、取締役会の決議を要することもある⁴³。

また、取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

⑤開示について

補償契約は役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあり、株主にとっても重要な情報であることから、株主総会参考書類及び事業報告において、下記事項の記載が求められている。

⁴² 株式会社の損害の拡大の抑止等につながり、株式会社の利益となることもあることから、悪意又は重大な過失があつても防御費用は補償される（一問一答 112 頁）。

⁴³ 一問一答 109 頁。

【株主総会参考書類】

- 取締役の選任に関する議案（会社法施行規則第 74 条第 1 項第 5 号）
- 監査等委員である取締役の選任に関する議案（会社法施行規則第 74 条の 3 第 1 項第 7 号）
- 会計参与の選任に関する議案（会社法施行規則第 75 条第 1 項第 5 号）
- 監査役の選任に関する議案（会社法施行規則第 76 条第 1 項第 7 号）
- 会計監査人の選任に関する議案（会社法施行規則第 77 条第 1 項第 6 号）

上記議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、下記に掲げる事項を記載しなければならない。

候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要⁴⁴

【事業報告】

- 株式会社の会社役員に関する事項（会社法施行規則第 121 条第 3 号の 2～3 号の 4）
- 会計参与設置会社（会社法施行規則第 125 条第 2 号～第 4 号）
- 会計監査人設置会社（会社法施行規則第 126 条第 7 号の 2～第 7 号の 4）

会社役員（取締役、監査役又は執行役に限る。以下この号において同じ）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、下記に掲げる事項⁴⁵

- 1 当該会社役員の指名
- 2 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む⁴⁶）
- 3 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき補償した場合、当該事業年度において、当該会社役員等が職務の執行に関し、法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- 4 当該事業年度において、当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づく損害賠

⁴⁴ その内容の概要として何を記載することが求められるかは、各株式会社における個別具体的な事情に応じて判断されるべきであり、株主が当該契約の内容のうち重要な点を理解するに当たり必要な事項の記載が求められる（施行規則パブリックコメント回答 7～8 頁）。

⁴⁵ 会計参与・会計監査人設置会社も補償契約に関する記載が必要。

⁴⁶ 例えば補償契約において、株主会社が補償する額について限度額を設けることや、株式会社が会社役員に対して責任を追及する場合において、当該役員に生じる防御費用については補償することができないこととすることが考えられる（施行規則パブリックコメント回答 27 頁）。

償金及び和解金を補償したときは、その旨及び補償した金額⁴⁷

(2) 適用時期

会社法第 430 条の 2 の規定は改正会社法施行後に締結された補償契約について適用される。補償契約に関する規律は、その内容の決定手続に関する規律を前提としているものであり、改正会社法施行前に締結された補償契約にも適用すると⁴⁸、決定の手続に関する規律は適用されずに利益相反取引除外に関する規律は適用されることとなる。利益相反取引規制が適用されないと補償契約が濫用的に利用される懸念もあり相当ではないことから、かかる経過措置が設けられた。

(3) 監査役等としての留意点

①留意点

監査役等は、取締役（執行役等）の職務の執行を監査する（会社法第 381 条、第 399 条の 3、第 404 条）。さらに監査役及び監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法第 384 条、第 399 条の 5）。また、監査役は、事業報告が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかについての意見を監査報告の内容としなければならない（会社法施行規則第 129 条第 1 項第 2 号）。

②監査役等の対応

会社役員等と補償契約を締結するかどうか、執行側と協議することが望ましい。取締役会の決議による補償契約の内容の決定に関しては、その内容についても留意する。取締役会決議に際しては、補償契約の当事者で取締役は「特別の利害関係」を有すると解されるため、補償契約の内容を決定する場合に当該取締役は議決に加わらず、それ以外の取締役で順次個別に議決することが適法性の観点からは望ましい。

また、当該契約に基づき補償が行われた際は、取締役会への報告が適時適切に行われているかどうか（会社法第 430 条の 2 第 4 項）や返還請求権を適切に行使しているか（会社法第 430 条の 2 第 3 項）、補償の内容及び手続について注視することが必要である。

また、当該契約は役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあり、株主にとって重要であることから、株主参考書類及び事業報告の記載についても、適切に記載されているか確認しなければならない。

⁴⁷ 同一の事由につき、複数の会社役員に対して補償を行った場合、補償した旨及び補償金額の合計額を記載することも可能（施行規則パブリックコメント回答 28 頁）。

⁴⁸ 経過措置を設けない場合、改正会社法施行前に締結された補償契約は効力が生じ、補償契約の内容の決定に関する規律には適用されず、それ以外の規律には適用されることになる（法附則第 2 条ただし書）。

3 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

(1) 法令のポイント

①改正の背景

役員等に対する適切なインセンティブ付与の観点（上記「2 会社補償に関する規律の整備」参照）から会社役員賠償責任保険は既に普及がなされている。他方、保険内容によっては、役員等の職務執行の適正性が損なわれるおそれがあること、株式会社が役員等を被保険者とする保険契約を締結することは利益相反のおそれが生ずることが指摘されている。そこで、契約の手続を明確にし、役員等のために締結される保険契約の締結により生ずることが懸念される弊害に対処するとともに、これらの保険が適切に運用されるために設けられた規定である。

また、補償契約同様、会社法第 430 条の 3 第 2 項において、利益相反取引規制を適用しないこととされている。

②役員等賠償責任保険契約の定義（会社法第 430 条の 3）

株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものという（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの⁴⁹を除く）。

なお、会社法施行規則第 115 条の 2 については、保険契約の内容や当該保険契約を締結する会社の状況に応じて様々であることから、個別具体的な事情を踏まえ解釈されることとなる⁵⁰。

【当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの】

- 1 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であって、当該株式会社とその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの（会社法施行規則第 115 条の 2 第 1 号）

⁴⁹ 会社法施行規則第 115 条の 2 各号は限定列举であるとされており、これらに該当する契約として、一般的には、生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険、自動車損害賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等に係る保険契約等が想定されている（一問一答 137 頁）。

⁵⁰ 施行規則パブリックコメント回答 27 頁。

2 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く）を保険者が填補することを目的として締結されるもの（会社法施行規則第 115 条の 2 第 2 号）

③ 手続について（会社法第 430 条の 3 第 1 項）

役員等賠償責任保険契約の内容の決定には、株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の決議によらなければならない。また、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においても取締役や執行役への委任はできない（会社法第 399 条の 13 第 5 項 13 号、第 416 条第 4 項第 15 号）。

なお、被保険者となる取締役は会社法第 369 条第 2 項に定める「特別の利害関係」を有すると考えられ、当該契約の被保険者となる取締役は議決に加わることができないと解される。ただし、共通の利害関係を有する場合は適用されないとする見解もあることから、その見解によれば、取締役全員を被保険者とする場合は、被保険者である取締役も議決に加わることができると考えられている⁵¹。

④ 開示について

役員等賠償責任保険契約は、実務上、取締役の全員が被保険者となることが多いことを踏まえると、取締役会の決議を要するのみでは十分でないと考えられ、株主に対し当該契約に関する情報を開示する必要性が高いこと、また株式会社が抱えているリスクを投資家が評価する際に保険契約の内容が指標として機能するため株主にとって重要な情報であることから、当該保険契約について株主総会参考書類及び事業報告において、一定の記載事項が求められている。

【株主総会参考書類】

- 取締役の選任に関する議案（会社法施行規則第 74 条第 1 項第 6 号）
- 監査等委員である取締役の選任に関する議案（会社法施行規則第 74 条の 3 第 1 項第 8 号）
- 会計参与の選任に関する議案（会社法施行規則第 75 条第 1 項第 6 号）
- 監査役の選任に関する議案（会社法施行規則第 76 条第 1 項第 8 号）
- 会計監査人の選任に関する議案（会社法施行規則第 77 条第 1 項第 7 号）

⁵¹ 一問一答 144 頁。

上記議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、下記に掲げる事項を記載しなければならない。

候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要⁵²

【事業報告】

○株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項（会社法施行規則第121条の2第1号、第2号）

株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合、当該株式会社が保険者との間で役員等賠償責任保険を締結しているときには下記に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。

- 1 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲⁵³
- 2 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要⁵⁴及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限り。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む⁵⁵）

⁵² 「締結しているとき」とは、株主総会参考書類作成時点において当該候補者が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約が存在していることをいう。候補者が現任取締役の場合、既に当該契約が締結されているとき、新任候補者の場合、就任した場合に当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の役員等賠償責任保険契約が既に締結されているときが含まれる。また、「締結する予定があるとき」は、株主総会参考書類作成時点において、上記の契約が存在しないが、締結する予定の場合が含まれる。取締役候補者が現任の取締役である場合、当該取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であるとき、取締役候補者が新任の候補者である場合、当該株式会社の取締役に就任した場合、当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときが含まれる。なお、将来の取締役会の判断を拘束するものではない。「締結しているとき」について、当該候補者の任期途中で当該契約の更新時期が到来する予定がある場合には、当該契約の「内容の概要」として、その旨を記載することが考えられる（施行規則パブリックコメント回答 8～9 頁）。

⁵³ 被保険者の氏名の記載までは要しない。また保険契約者である株式会社の役員等でない者が含まれている場合における当該役員等でない者が含まれる（保険契約者である株式会社の子会社の役員等）（施行規則パブリックコメント回答 42～43 頁）。

⁵⁴ これらは例示列举であり、当該役員等賠償責任保険契約の内容の重要な点（特約がある場合には、主契約と特約を合わせた契約全体の重要な点）を理解するに当たり必要な事項の記載を要する（施行規則パブリックコメント回答 43～44 頁）。

⁵⁵ 役員等賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については、填補の対象としないこととするなどが考えられる。また特段の措置を講じていない場合には、記載することは要しない（施行規則パブリックコメント回答 44～45 頁）。

(2) 適用時期

上記、補償契約の適用時期同様の理由により、会社法第 430 条の 3 の規定は改正会社法施行後に締結された役員等賠償責任保険契約について適用される。

(3) 監査役等としての留意点

①留意点

監査役及び監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法第 384 条、第 399 条の 5）。また、監査役等は、事業報告が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかについての意見を監査報告の内容としなければならない（会社法施行規則第 129 条第 1 項第 2 号、第 130 条の 2 第 1 項第 2 号、第 131 条第 1 項第 2 号）。

②監査役等の対応

監査役等も役員等賠償責任保険契約の被保険者とするかについて執行側と協議することが望ましい。取締役会の決議による保険契約の内容の決定に関しては、その内容についても留意する。取締役会決議に際しては、被保険者である取締役は「特別の利害関係」を有すると解されるため、役員等賠償責任保険契約の内容を決定する場合に各取締役を被保険者として内容の決定を行う場合は、当該取締役は議決に加わらず、それ以外の取締役で順次個別に議決することが適法性の観点からは慎重な判断であるといえる。

また、改正会社法施行前より締結されている保険契約が会社法施行後に更新される場合、新たな契約であると解される⁵⁶。当該更新については会社法第 430 条の 3 が適用されると解されるため、保険契約の内容の決定が取締役会の決議を経ているか等の留意が必要である。

当該契約は役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあり、株主にとって重要であることから、株主参考書類及び事業報告の記載についても、適切に記載されているか確認しなければならない。

4 業務執行の社外取締役への委託

(1) 法令のポイント

①導入の背景

従来、社外性の消極要件である「業務の執行」の意義は必ずしも明確ではなく、これを広く捉え過ぎることにより、社外取締役の活動機会が過度に制約されるおそれがある旨が指摘されてきた。例えばマネジメント・バイアウトや親子会社間の取引等、株式会

⁵⁶ 別冊商事法務解説 249 頁。

社と取締役又は執行役との利益が相反する状況において、業務執行者から独立した立場にある社外取締役が当該業務を執行することは、株式会社と業務執行者その他の利害関係人との利益相反を回避する観点から会社法の趣旨に沿うものであるとの理解の下、いわゆるセーフハーバー・ルールとして規定の整備が行われた。

②概要

株式会社と取締役（執行役）との利益が相反する状況にあるときその他取締役（執行役）が業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度取締役会決議によって当該株式会社の業務執行を社外取締役に委託することができる（当該業務執行によって社外取締役の地位を失わない）とされた（会社法第348条の2第1項、第2項）。

また、それに伴い、会社法施行規則の「業務執行者」の定義が改められ、本規定に基づき委託を受けた社外取締役は業務執行者に該当しないものとされた（会社法施行規則第2条第3項第6号イ）。

ただし、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令により当該業務を執行した場合は、業務執行者からの独立性が疑われるケースとして、本規定の趣旨に反することから、社外取締役の要件を満たさないこととなる（会社法第348条の2第3項ただし書）。

（2）適用時期

本規定について特段の経過措置は設けられておらず、施行日より適用となる。

（3）監査役等としての留意点

前述のとおり、本規定による委託は、個別の事案ごとに都度取締役会の決議を要求することで、取締役会の監督を及ぼすこととされている。監査役等としては、その趣旨に反し抽象的な決議により包括的な委託が行われることのないよう手続面を注視するとともに、通常の監査活動と同様に、社外取締役の当該業務執行について監査を実施していくこととなる⁵⁷。

5 社外取締役を置くことの義務付け

（1）法令のポイント

①導入の背景

前回の会社法改正の際に、社外取締役の設置の義務付けについては引き続き検討され

⁵⁷ なお、社外監査役には同様の規定が存しないが、これは、社外監査役に対して「業務の執行」に該当し得る行為を委託することができないことを前提とするものではなく、兼任禁止規定（会社法第335条第2項）への抵触の有無（業務執行側への従属性の有無）により検討されるべきものと解されている。監査等委員又は監査委員である社外取締役の場合は、本規定に基づく手続をとることにより、社外取締役としての要件においても、兼任禁止規定（会社法第331条第3項、第400条第4項）との関係においても問題はないと解される（別冊商事法務解説255～256頁）。

ることとされた（2014年（平成26年）改正法附則第25条）。その後、機関投資家や金融商品取引所等の市場関係者からの指摘、並びに、現時点の社外取締役の選任の進展状況⁵⁸等を踏まえ、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については、社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するために今回の改正が行われた。

②概要

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ大会社であるものに限る）であって有価証券報告書を提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないこととされた（会社法第327条の2）。指名委員会等設置会社、並びに監査等委員会設置会社においては既に2人以上の社外取締役を置くことが会社法上義務付けられているため、本改正は監査役会設置会社が対象となる。

また、社外取締役の設置の義務付けに伴い、社外取締役を置くことが相当でない理由についての定時株主総会における説明義務、並びに株主総会参考書類及び事業報告における記載義務がそれぞれ廃止された（改正前会社法施行規則第74条の2、第124条第2項、第3項の削除）。

（2）適用時期

本規定については、社外取締役を置いていない上場会社等が候補者を確保するために時間的猶予を確保する目的で、経過措置が設けられている。施行日時点において現に上場会社等であるものについては、本条の規定は、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは適用しないこととし、この場合において、改正前の第327条の2に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例によることとされている（法附則第5条、省令附則第2条第7項、省令附則第2条第11項）。すなわち、3月決算会社の例では、改正法施行時点で現に上場会社等であって社外取締役を置いていない場合でも、臨時株主総会を開催して社外取締役を選任する必要はなく、本年6月開催の定時株主総会において選任すれば足りる。

（3）監査役としての留意点

本規定は、上場会社等が「社外取締役を置かなければならない」旨を定めるものであるが、取締役は株主総会において取締役選任議案が提出されなければ選任されないことに照らすと、同時に、上場会社等に対して、当該会社に少なくとも一人は社外取締役が置かれるように社外取締役候補者を取締役選任議案として提出する義務を課しているも

⁵⁸ 東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（2019年8月1日）によると、2019年7月時点で、東証の全上場会社における選任比率は約98.4%、一部上場会社においては約99.9%となっている。

のと解される⁵⁹。監査役としては、取締役が株主総会に提出しようとする取締役選任議案について、上記趣旨に基づき法が求める要件を備えているかを調査しなければならない。

6 社外取締役に期待される役割に関する開示義務

(1) 法令のポイント

①導入の背景

独立的・客観的立場から会社経営に対する監督を行う社外取締役の役割の重要性に鑑み、その監督の実効性を担保するために、株主総会参考書類と事業報告において、社外取締役に期待される役割に関する記載を要求する改正が行われた。

②概要

取締役の選任議案において、その候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要を株主総会参考書類に記載しなければならないこととされた（会社法施行規則第74条第4項第3号、第74条の3第4項第3号）。

また、事業年度の末日において公開会社である場合には、会社役員に関する事項として、社外役員である社外取締役について、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を事業報告に記載しなければならないこととされた（会社法施行規則第119条第2号、第124条第4号ホ）。

上記2つの規定は対を成すものであるが、株主総会参考書類への記載については、公開会社のみならず非公開会社にも要求されている点に注意を要する。

③本規定により求められる開示の具体的内容

現行の会社法施行規則の規定による記載（「当該候補者を社外取締役候補者とした理由」）と本規定により新たに求められる記載との違いについては、「株式会社が社外取締役候補者に対して、どのような視点からの取締役の職務の執行の監督を期待しているかなど、株式会社が当該社外取締役候補者にどのような役割を期待しているかをより具体的に記載することを要求するもの」と説明されている⁶⁰。

本規定に対応した記載の方法として、いわゆるスキル・マトリックスが注目される。スキル・マトリックスは、取締役会全体としての実効性確保の観点から、各取締役（候補者）が有する、あるいは会社が期待する専門知識や経験を一覧表形式で開示するものであり、その一般的な内容は本規定により開示が要求されている事項とも共通するとこ

⁵⁹ 別冊商事法務解説 162 頁。

⁶⁰ 施行規則パブリックコメント回答 11 頁。

ろがあるといえる⁶¹。

(2) 適用時期

本規定につき、施行日前に招集の手続が開始された⁶²株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとされている（省令附則第2条第9項）。また、施行日より前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告については、なお従前の例によることとされている（省令附則第2条第11項）。したがって、3月決算会社を例にとると、本年3月期に係る事業報告、並びに本年6月開催の定時株主総会参考書類における記載においてそれぞれ対応が必要となる。なお、事業報告への記載については、規定上株主総会参考書類における記載との対応が示されていないため、施行以前に選任された社外取締役（当該社外取締役の選任議案において、選任された場合に果たすことが期待される役割についての記載がなかった場合）についても、期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならない。

(3) 監査役等としての留意点

監査役等としては、当該記載が行われているか、並びにその内容が上記趣旨に沿うものとなっているかを確認することが求められる。とりわけ、株主総会参考書類にスキル・マトリックス等が記載される一方で本規定に基づく開示も別途行われる場合には、前述のとおり、両者の一般的な内容は共通するところがあるところから、両者の内容が整合しているかも意識する必要がある。

なお、本規定は、監査等委員である社外取締役候補者、監査委員に選任される可能性のある社外取締役候補者（株主総会段階では他の取締役とは区別されない）には適用される一方、社外監査役には同様の規定が置かれていない。その理由としては、「取締役には担当を観念することができ、また、実務上も担当があるのが一般的であるが、他方で、監査役は独任制の機関であり（会社法第390条第2項）、担当という概念になじまない」ことから、「監査役については、法令上求められる職責の中から、株式会社が期待

⁶¹ なお、2021年に予定されているコーポレートガバナンス・コードの改訂に当たっては、現時点の方向性として「上場企業は、取締役の選任に当たり、事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる「スキル・マトリックス」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表するべきである」旨が示されている（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（5）（2020年12月18日））。今後の議論を注視する必要があるものの、この方向性に沿えば、上場会社においては、今後、コンプライ・オア・エクスプレインの対象事項として、スキル・マトリックスあるいはその他何らかの方法によるスキル等の組み合わせ（以下「スキル・マトリックス等」という。）の開示が加速することが予想される。

⁶² 本条にいう「招集の手続が開始された」とは、株主総会又は種類株主総会の招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわち、株主総会参考書類の記載事項を含めて会社法第298条第1項各号に掲げる事項が取締役（取締役会設置会社においては取締役会の決議）によって決定された時点を指すとされている（施行規則パブリックコメント回答60～61頁）。

する役割を特定して記載させることにもなじまないと考えられるため」と説明されている⁶³。

そこで、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、監査等委員である社外取締役候補者、監査委員に選任される可能性のある社外取締役候補者に係る開示内容について、監査（等）委員会が定める監査（等）委員候補者選定に対しての方針⁶⁴との整合性についても確認する必要がある。

なお、前述のスキル・マトリックス等については、取締役会の実効性確保の観点から、同じく出席者である監査役についても記載の対象に加えることも可能である。また、コーポレートガバナンス・コードにおいては、監査役に必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきとされており（原則 4-11）、取締役会全体の構成員のバランスを示す意味で、監査役も加えたスキル・マトリックス等を開示することは検討に値する。監査役も加えたスキル・マトリックス等が開示される場合には、上記と同様に、その内容について、監査役会が定める監査役候補者選定に対しての方針⁶⁵との整合性を確認することとなる。

⁶³ 施行規則パブリックコメント回答 12～13 頁。

⁶⁴ 監査等委員会監査等基準第 8 条、監査委員会監査基準第 7 条参照。

⁶⁵ 監査役監査基準第 10 条参照。

第3 その他

1 株式交付制度の創設

(1) 法令のポイント

①導入の背景

株式会社が自社の株式を買収の対価として他の株式会社を買収しようとする場合、現行法では株式交換制度がある。だが、株式交換は主として持株会社の設立等に用いることを想定した制度であり、買収会社は被買収会社の発行済株式の全てを取得する必要があるため（会社法第2条第31号）、被買収会社を完全子会社とする場合しか株式交換を用いることはできなかつた。次に、現行法では、買収会社が被買収会社の株式を現物出資財産として自社の株式を募集するという手法がある。しかし、その場合には、検査役の調査（会社法第207条）、株式の引受人等の財産価格填補責任（会社法第212条、第213条）及び有利発行規制（会社法第199条第3項）などの適用を受けるため、実務上、買収会社が自社の株式を対価とする手法を用いることは困難になっていると指摘されていた⁶⁶。

そのため、改正法においては、株式会社が自社の株式を対価として円滑に他の株式会社を買収してその子会社とするために、被買収会社（以下「株式交付子会社」という。）の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対してその対価として買収会社（以下「株式交付親会社」という。）の株式を交付する制度として、株式交付制度が新たに規定された（会社法第2条第32号の2、第5編第4章の2、第5章第4節等）。

②留意点

株式交付制度を使用できるのは、株式交付子会社を、会社法施行規則第3条第3項第1号に該当する子会社（株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親会社（その子会社及び子法人等を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合）としようとする場合に限る⁶⁷。

また、株式交付子会社の株式と併せて新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）又は新株予約権付社債も同時に譲り受けすることができる（会社法第774条の3第1項第7号）。ただし、新株予約権等のみを譲り受け、株式交付子会社の株式を譲り受けないことは想定されていない⁶⁸。

なお、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する対価は、株式交付親会社の株式のほか、金銭等（株式交付親会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債、それら以外の財産）

⁶⁶ 一問一答 187 頁 Q122。

⁶⁷ 会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号の場合に該当するか否かを判断するためには、必ずしも株式交付をする前には該当の有無を確認することができない株式交付外の事情を考慮したり、実質的な判断をしたりすることが必要となり、株式交付を実施することの可否を客観的かつ形式的な基準によって判断することができないため、株式交付の効力発生日の到来後に株式交付の要件を満たさないことが判明した場合には、法律関係が混乱するなどのおそれがあるためである（一問一答 193 頁 Q126）。

⁶⁸ 一問一答 198 頁 Q130。

でもよいが、株式交付親会社の株式を含めなければならない⁶⁹。

さらに、この「金銭等」には親会社の株式も含まれるため、株式交付親会社は、既に適法に有するその親会社の株式を交付することができる。ただし、株式交付の対価として交付するために、株式交付親会社はその親会社の株式を新たに取得することはできないとされている⁷⁰。

(2) 適用時期

本規定について特段の経過措置は設けられておらず、施行日より適用となる。

(3) 手続の概要

①株式交付計画の作成（会社法第 774 条の 3）

株式交付計画では、主として以下の事項を定めなければならない。

- ・ 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限
- ・ 株式交付親会社が対価として交付する株式交付親会社の株式の数又は算定方法等に関する事項
- ・ 株式交付親会社が対価として金銭等を交付する場合にはその金銭等に関する事項
- ・ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対価として交付する株式交付親会社の株式や金銭等の割当てに関する事項
- ・ 譲渡しの申込みの期日
- ・ 株式交付の効力発生日

②株式交付計画等の通知（会社法第 774 条の 4 第 1 項）

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付計画の内容、交付対価について参考となるべき事項、株式交付親会社の計算書類等に関する事項を通知しなければならない（会社法施行規則第 179 条の 2 第 1 項）。

なお、株式交付親会社が、金融商品取引法に規定する目論見書を申込みをしようとする者に交付している場合⁷¹は、通知は不要となる（会社法第 774 条の 4 第 4 項）。

③株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み（会社法第 774 条の 4 第 2 項）

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者は、株式交付計画で定められた期日までに、その氏名又は名称及び住所、譲り渡そうとする株式の数を記載した書

⁶⁹ なお、株式交付子会社が種類株式発行会社である場合は、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じて、株式交付親会社の株式の割当てについて異なる取扱いを行うときは、その取扱いに関する事項を定めることができる（会社法第 774 条の 3 第 3 項）。

⁷⁰ 会社法第 135 条第 1 項・第 2 項第 5 号、会社法施行規則第 23 条。一問一答 199 頁 Q131。

⁷¹ 目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合も含まれる（会社法施行規則第 179 条の 3 第 1 号）。

面を株式交付親会社に交付しなければならない。

④株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て（会社法第 774 条の 5）

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならない（同条 1 項前段）。

この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる株式の数の合計が、株式交付計画において定めた下限の数を下回らない範囲内で、当該申込者が申込みをした数よりも減少することができる（同条 1 項後段）。

なお、株式交付子会社の株式の譲渡人が、株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、株式の割当てや譲り受ける株式数の通知などの手続に関する規定（会社法第 774 条の 4 及び会社法第 774 条の 5）は適用されない（会社法第 774 条の 6）。

株式交付親会社は、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない（会社法第 774 条の 52 項）。

なお、他の株式会社等が行う株式交付に際して親会社株式の割当てを受けることは、子会社による親会社株式取得禁止の例外として認められている（会社法第 135 条第 2 項第 5 号、会社法施行規則第 23 条第 4 号）。

⑤株式交付子会社の株式の譲渡し（会社法第 774 条の 7）

株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日⁷²に、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない（同条第 2 項）。

⑥申込みがあった株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合（会社法第 774 条の 10）

株式交付計画で定めた株式交付子会社の株式等の申込期日において、譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が、株式交付計画で定めた譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限の数に満たない場合は、会社法第 774 条の 5（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て）及び第 774 条の 7（株式交付子会社の株式の譲渡し）の規定は適用されない。この場合、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく株式交付をしない旨を通知しなければならない。

⁷² 株式交付計画で定めた、株式交付がその効力を生ずる日をいう（会社法第 774 条の 3）。

⑦事前開示手続（会社法第 816 条の 2）

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日⁷³から株式交付の効力発生日後 6 か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容等⁷⁴を記載し又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（同条第 1 項）。

また、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対して、その営業時間内はいつでも、当該書面等の閲覧の請求及び謄本又は抄本の交付の請求⁷⁵をすることができる（同条第 3 項本文）。

⑧株主総会の特別決議による株式交付計画の承認（会社法第 816 条の 3）

株式交付親会社は、株式交付の効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない（同条第 1 項、第 309 条第 2 項第 12 号）。

ただし例外として、株式交付親会社が交付する対価を算定した合計額の株式交付親会社の純資産額に対する割合が 5 分の 1 を超えない場合には、株式交付が株式交付親会社又はその株主に及ぼす影響が軽微であるといえるため、承認を要しない（会社法第 816 条の 4 第 1 項本文）⁷⁶。

また、取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、株式交付を行う理由、株式交付計画の内容の概要等を記載しなければならない（会社法施行規則第 91 条の 2、第 213 条の 2）。

なお、株式交付親会社が対価として交付する金銭等の帳簿価額が、譲り受ける株式交付子会社の株式等の額を超える場合には、取締役は、株主総会においてその旨を説明しなければならない（会社法第 816 条の 3 第 2 項）。

⑨株式交付をやめることの請求（会社法第 816 条の 5）

株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。

ただし、株式交付親会社が交付する対価を算定した合計額の株式交付親会社の純資産額に対する割合が 5 分の 1 を超えない場合（すなわち、株主総会の特別決議により株式

⁷³ 株式交付計画の承認を受ける株主総会を開催する必要があるときは当該株主総会の 2 週間前の日、反対株主の株式買取請求のための株主への株式交付計画の通知の日又は公告の日のいずれか早い日、債権者異議手続をする必要があるときは公告の日又は催告の日のいずれか早い日をいう（会社法第 816 条の 2 第 2 項）。

⁷⁴ 会社法施行規則第 213 条の 2。

⁷⁵ 謄本又は抄本の交付の請求をするには、当該株式交付親会社が定めた費用を支払わなければならない（同条第 3 項ただし書）。

⁷⁶ なお、株式交付親会社が対価として交付する金銭等の帳簿価格が、譲り受ける株式交付子会社の株式等の額を超える場合、株式交付親会社が公開会社でない場合又は株式交付親会社の一定の数の株式を有する株主が株式交付に反対する旨を通知した場合は、原則どおり株主総会の特別決議によって株式交付計画の承認を受けなければならない（会社法第 816 条の 4 第 1 項ただし書・第 2 項）。

交付計画の承認を受ける必要のない場合。会社法第 816 条の 4 第 1 項本文) には、株式交付をやめることを請求することができない (会社法第 816 条の 5 ただし書⁷⁷⁾。

⑩反対株主の株式買取請求 (会社法第 816 条の 6)

株式交付に反対する株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。このため、株式交付親会社は、効力発生日の 20 日前までに、株主に対し、株式交付をする旨を通知又は公告⁷⁸しなければならない (同条第 3 項)。

株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について株主と株式交付親会社との間に協議が調ったときは、株式交付親会社は、効力発生日から 60 日以内にその支払をしなければならない (会社法第 816 条の 7 第 1 項)⁷⁹。

⑪債権者異議手続 (会社法第 816 条の 8)

株式交付の対価として、株式交付親会社の株式及びそれに準ずるものとして法務省令で定めるもの⁸⁰以外の財産を交付する場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる (同条第 1 項)。対価として株式以外の財産を交付する場合は、対価が不当であると、株式交付親会社から不当な財産の流出が生じ、債権者を害することになるからである⁸¹。

そのため、株式交付親会社は、法定の事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない (同条第 2 項)。

そして、債権者が一定の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない (同条第 5 項)。

⑫株式交付の効力の発生 (会社法第 774 条の 11 第 1 項)

株式交付親会社は、効力発生日に、株式交付子会社の株式等の譲渡人から給付を受けた株式交付子会社の株式等を譲り受ける。

ただし次の場合には、株式交付の効力が発生しない (同条第 5 項・第 6 項)。

- ・効力発生日において債権者異議手続が終了していない場合
- ・株式交付を中止した場合

⁷⁷ 上記注 76 に該当する場合には、株式交付をやめることを請求することができる (会社法第 816 条の 5 ただし書括弧書)。

⁷⁸ 通知に代えて公告をすることができるのは、株式交付親会社が公開会社である場合、株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合である (会社法第 816 条の 6 第 4 項)。

⁷⁹ 株式買取価格の協議が調わない場合については、会社法第 816 条の 7 第 2 項から 5 項を参照。

⁸⁰ 株式交付子会社の株式等の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額から、株式交付親会社の株式の価額の合計額を減じて得た額が、交付する金銭等の合計額に 20 分の 1 を乗じて得た額よりも小さい場合における、株式交付親会社の株式以外の金銭等をいう (会社法施行規則第 213 条の 7)。

⁸¹ 一問一答 208 頁 Q134。

- ・効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が、株式交付計画で定めた下限の数に満たない場合
 - ・効力発生日において、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に譲り渡し、その対価として株式交付親会社の株式の交付を受けてその株主となる者がいない場合
- また、株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる（会社法 816 条の 9 第 1 項）。ただし変更後の効力発生日は、株式交付計画で定めた当初の効力発生日から 3 か月以内の日でなければならない（同条第 2 項）。

そして効力発生日を変更する場合には、変更前の効力発生日の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない（同条第 3 項）。

なお、株式交付の効力発生日を変更する場合には、同時に、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日（会社法第 774 条の 3 第 1 項第 10 号）を変更することができる（同条第 5 項）。

⑬事後開示手続（会社法第 816 条の 10）

株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他株式交付に関する事項⁸²を記載し又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

株式交付親会社は、効力発生日から 6 か月間、その書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（同条第 2 項）。

また、株式交付親会社の株主（及び株式交付について異議を述べることができる場合の債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内はいつでも、当該書面等の閲覧の請求及び謄本又は抄本の交付の請求⁸³をすることができる（同条第 3 項本文）。

（４）株式交付に際して株式交付親会社の資本金又は準備金として計上すべき額（会社計算規則第 39 条）

株式交付に際し、株式交付親会社において変動する株主資本等の総額（以下「株主資本等変動額」という。）は、次の区分に応じて定められた方法に従って算定された額となる。

①支配取得（会社が他の会社又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう⁸⁴。）の場合

株式交付に際して株式交付親会社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する財産の時価、又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基

⁸² 会社法施行規則第 213 条の 9。

⁸³ 謄本又は抄本の交付の請求をするには、当該株式交付親会社が定めた費用を支払わなければならない（同条第 3 項ただし書）。

⁸⁴ 会社計算規則第 2 条第 3 項第 31 号。ただし、株式交付子会社による支配取得に該当する場合を除く（会社計算規則第 39 条の 2 第 1 項第 1 号）。

礎として算定する方法。

②株式交付親会社と株式交付子会社が共通支配下関係（二以上の者が同一の者に支配をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他の全ての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう⁸⁵。）にある場合

株式交付子会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（支配取得の場合に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）。

③上記①又は②に掲げる場合以外の場合は、②に定める方法

これらの場合には、原則として、株式交付親会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しない（同条2項本文⁸⁶）。

（5）株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消し（会社法第774条の8）

株式交付子会社の株式の個別の譲受けについては、原則として意思表示の瑕疵を理由とする無効又は取消しの主張をすることができる⁸⁷ことを前提として、法律関係の安定を図るため、そのような主張に一定の制限が課されている⁸⁸。

具体的には、民法第93条第1項ただし書及び第94条第1項の規定は⁸⁹、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て及び総数譲渡し契約（会社法第774条の6）に係る意思表示については、適用されない（会社法第774条の8第1項）。また、株式交付子会社の株式の譲受人は、株式交付親会社の株式の株主となった日から1年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない（同条第2項）。

（6）株式交付の無効の訴え（会社法第828条）

①提訴期間

株式交付の効力発生日から6か月以内としている（会社法第828条第1項第13号）。

⁸⁵ 会社計算規則第2条第3項第32号。

⁸⁶ 例外的な場合については会社計算規則第39条第2項ただし書・第3項参照。

⁸⁷ 株式交付に係る意思表示が無効又は取り消された場合、資本金の額が減少すると解してはならない（会社計算規則第25条第2項第5号）。

⁸⁸ 一問一答215頁Q139。

⁸⁹ 意思表示の相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする（民法第93条第1項ただし書）。また、相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする（民法第94条第1項）。

②提訴権者

- ・株式交付の効力発生日に株式交付親会社の株主等⁹⁰であった者
- ・株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者
- ・株式交付親会社の株主等、破産管財人又は株式交付につき承認をしなかった債権者

③無効事由

株式交付の無効事由については、他の会社の組織に関する行為の無効の訴え（会社法第 828 条）と同様に、明確な規定は設けられておらず、解釈に委ねられている。なお、無効事由の典型例としては、以下のものが考えられる⁹¹。

- ・株式交付計画が法定の要件を欠くこと。
- ・株式交付計画を承認する株主総会の決議に瑕疵があること。
- ・株式交付計画の内容等を記載した書面等が備え置かれていないこと。
- ・債権者異議手続をとらなければならないときに、これをしなかったこと。

④訴訟手続等

株式交付の無効の訴えの被告は、株式交付親会社である（会社法第 834 条第 12 号の 2）。株式交付子会社は、株式交付に係る取引の当事者ではないため、被告ではない。

株式交付の無効の訴えは、「会社の組織に関する訴え」（会社法第 834 条柱書）に含まれるため、訴えの管轄及び移送、担保提供命令、弁論等の必要的併合、判決の効力（対世効、将来効）並びに原告が敗訴した場合の損害賠償責任に関する規律が適用される（会社法第 835 条～第 839 条、第 846 条）。

⑤株式交付の無効判決の効力

株式交付の無効の訴えの請求認容判決が確定したときは、株式交付は、将来に向かってその効力を失う（会社法第 839 条）⁹²。

そして、株式交付の無効の訴えの請求認容判決が確定した場合に、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式を交付したときは、当該株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式等を返還しなければならない。また、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該株式交付親会社株式等の返還を請求することができる（会社法第 844 条の 2 第 1 項）。

⁹⁰ 株主等とは、株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう（会社法第 828 条第 2 項第 1 号）。

⁹¹ 一問一答 222 頁 Q143 注 4。

⁹² この場合、資本金の額が減少すると解してはならない（会社計算規則第 25 条第 2 項第 3 号）。

(7) 監査役等としての留意点

株式交付をすることとなった場合、監査役等は、自社で上記の手続が全て実施されているか、また各手続が要件を備え適法に実施されているか等について注視する必要がある。

また、株式交付の書面等の閲覧請求、株式交付をやめることの請求、反対株主買取請求などの株主からの請求や、債権者による異議も想定されるので、これらの請求が生じた場合は、当該請求が適法か、またそれに対する会社の対応等が適切に実施されているかなどについて注視する必要がある。

2 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解

(1) 法令のポイント

①導入の背景

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）に対する責任を追及する訴訟において、当該株式会社を代表するのは監査役等と定められている⁹³。さらに、その訴訟において和解をする場合も、当該訴訟において会社を代表している監査役等が会社を代表すると解釈されている。ただし、その監査役等が他の監査役等の同意又は承認なくして和解をする権限まで有していると解釈すべきか否かについては、現行法上は明らかではなかった。

また、株主が上記の訴え（株主代表訴訟）を提起しており、会社が補助参加人又は利害関係人として和解をする場合の代表者は、通常の業務執行と同様に代表取締役等⁹⁴であると解しつつ、当該和解をするには各監査役等の同意が必要であるとする見解が有力であったが、解釈としては確立されていなかった⁹⁵。

そこで、株式会社が取締役等の責任を追及する訴訟において和解をするには、監査役設置会社については監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）の同意を、監査等委員会設置会社については各監査等委員の同意を、指名委員会等設置会社については各監査委員の同意を、それぞれ得なければならないことと規定された（会社法第 849 条の 2）⁹⁶。

⁹³ 会社法第 386 条第 1 項第 1 号、第 399 条の 7 第 1 項第 2 号、第 408 条第 1 項第 2 号。

⁹⁴ 代表取締役等とは、代表取締役、代表執行役又は代表清算人をいう。なお、代表取締役等は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（会社法第 349 条第 4 項、第 420 条第 3 項、第 483 条第 6 項）。

⁹⁵ 一問一答 226 頁 Q145。

⁹⁶ 多重代表訴訟においても当該最終完全親会社等が補助参加人又は利害関係人として和解の当事者となることがあり得る（会社法第 849 条第 2 項第 2 号）が、多重代表訴訟（会社法第 847 条の 3）における和解の場合には適用されない（一問一答 232 頁 Q150）。

(2) 適用時期

本規定について特段の経過措置は設けられておらず、施行日より適用となる。

(3) 監査役等としての留意点

同意は各監査役、各監査等委員及び各監査委員の全員について得なければならないため、監査役会、監査等委員会及び監査委員会としての同意（総意）では該当しない。

また、監査役等の責任を追及する訴訟における和解には適用されない。

なお、監査役会、監査等委員会及び監査委員会において意見交換等を行い十分に審議し、和解をするかどうかを判断した上で、各自が同意することも考えられる。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

(1) 法令のポイント

①導入の背景

株式の併合等は、現金を対価として少数株主の締め出しを行う、いわゆるキャッシュアウトの手段として用いられる。その際に、一に満たない端数が発生するときは、当該端数は切り捨てられ、通常、これに相当する数の株式を競売又は任意売却することにより得られた代金が株主に交付されることとなる。実際に競売又は任意売却がなされるまでの間に生じ得る代金額の下落や不交付のリスクについては株主が負わなくてはならない。そこで、確実かつ速やかな手続の実施と株主への代金交付の確保を目的とした措置の導入について検討すべきとの指摘がなされ、これを受けて開示の拡充が図られたものである。

②概要

全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合（以下「株式の併合等」という。）に関する事前開示手続として、従来、一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における「当該処理の方法に関する事項」、並びに「当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」を記載した書面又は電磁的記録を本店に備え置かななくてはならないと規定されていた。このうち、「処理の方法に関する事項」について、より開示を充実及び具体化させる改正が行われた（会社法施行規則第33条の2第2項第4号、第33条の9第1号ロ）。

(2) 適用時期

本規定には経過措置が設けられており、施行日前に株式の併合等について株主総会決議がされた場合の事前開示事項は、なお従前の例によることとされている（省令附則第2条第2項・第3項）。

(3) 監査役等としての留意点

監査役等としては、備置書類に対する監査活動の際に、施行日以後に株主総会決議がされた株式の併合等に関して記載を確認することが求められる。

4 親会社との関係に関する記載事項

(1) 法令のポイント

①導入の背景

支配株主やそれに準じる主要株主のいる上場会社（以下「上場子会社等」という。）における少数株主の利益の保護に関する議論が高まっていることを踏まえて、株主総会参考書類及び事業報告における開示を充実させることを目的とした改正が行われた。

なお、2021年予定のコーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた議論においても、上場子会社等において、「支配株主等と一般株主との間に構造的な利益相反リスクがある」ことを前提に、グループガバナンスの議論において「上場子会社等のガバナンス体制を厳格化することが求められている」ことを踏まえつつ「一般株主保護等の観点から」検討を進めることとされており⁹⁷、今後の議論の展開を注視する必要がある。

②株主総会参考書類における開示

公開会社であって、かつ、他の者の子会社等である会社の株主総会参考書類における取締役及び監査役候補者と親会社等の関係に関する記載事項として、従来、候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当を記載することとされていたが、上記「過去5年間」が「過去10年間」に改正された（会社法施行規則第74条第3項第3号並びに第4項第7号ロ及びハ、第74条の3第3項第3号及び第4項第7号ロ及びハ並びに第76条第3項第3号及び第4項第6号）。

③事業報告における開示

事業年度の末日において公開会社である会社の事業報告に記載しなければならない当該会社の「現況に関する事項」のうち「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）について、同号括弧書として「親会社との間に重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合、事業報告においてその内容の概要を含む」旨が追加された。なお、「契約等」とは、「契約」という形態でなされたものに限定されず、親子会社間で合意されたものを意味する（子会社側が関知していない親会社側

⁹⁷ 「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4）（2019年4月24日）。

の方針等は含まれない)⁹⁸。

(2) 適用時期

本規定につき、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとされている（省令附則第2条第7項）。また、施行日より前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例によることとされている（省令附則第2条第11項）。したがって、3月決算会社を例にとると、本年3月期に係る事業報告、並びに本年6月開催の定時株主総会参考書類における記載においてそれぞれ対応が必要となる。

(3) 監査役等としての留意点

監査役等としては、当該記載が行われているか、並びにその内容が上記趣旨に沿うものとなっているかを確認することが求められる。

以上

⁹⁸ 施行規則パブリックコメント回答 49 頁、48 頁。

別表 1 公開会社の事業報告の新たな記載事項

(※右側条文番号は全て会社法施行規則)

No	新たな記載事項の内容	条文
株式会社の現況に関する事項		
1	重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を含む。）	120 ① 七
株式会社の会社役員に関する事項のうち、 補償契約に関する事項		
2	会社役員（取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項	121 三の二
	① 当該会社役員の氏名	イ
	② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）	ロ
3	当該株式会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨	121 三の三
4	当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	121 三の四
5	会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項	125 二
	① 当該会計参与の氏名又は名称	イ
	② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）	ロ
6	当該株式会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨	三
7	当該株式会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	四
8	会計監査人と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項	126 七の二
	① 当該会計監査人の氏名又は名称	イ
	② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内	ロ

	容を含む。)	
9	当該株式会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨	七の三
10	当該株式会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	七の四
会社役員の報酬等に関する事項		
11	当該事業年度に係る会社役員の報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	121 四
	① 会社役員の全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数	イ
	② 会社役員の全部につき当該会社役員ごとの報酬等の額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額及びそれら以外の報酬等の額。）を掲げることとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額	ロ
12	会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げる事項	121 五の二
	① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由	イ
	② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法	ロ
	③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績	ハ
13	会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容	121 五の三
14	会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する次に掲げる事項	121 五の四
	① 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日	イ
	② 当該定めの内容の概要	ロ
	③ 当該定めに係る会社役員の員数	ハ
15	会社法第361条第7項の方針又は同第409条第1項の方針を定めているときは、次に掲げる事項	121 六
	① 当該方針の決定の方法	イ
	② 当該方針の内容の概要	ロ

	③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由	ハ
16	各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（前号の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要	121 六の二
	ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第121条第6号の2に掲げる事項を省略することができる。	121 ただし 書
17	株式会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項	121 六の三
	① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当	イ
	② ①の者に委任された権限の内容	ロ
	③ ①の者に②の権限を委任した理由	ハ
	④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容	ニ
役員等賠償責任保険契約に関する事項		
18	第119条第2号の2に規定する「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該株式会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。	121 の 2
	① 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲	一
	② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）	二
社外役員等に関する特則		
19	（会社役員のうち社外役員である者が存する場合） 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（第124条第4号イからニまでに掲げる事項を除く。）	124 四 ホ
会計参与又は会計監査人の責任限定契約に関する事項（下線部分の改定のみ）		
20	会計参与と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計参与の <u>職務の執行</u> の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）	125 一

21	会計監査人と当該株式会社との間で会社法第 427 条第 1 項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）	126 七
株式会社の株式に関する事項		
22	当該事業年度中に当該株式会社の会社役員（会社役員であった者を含む。）に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む。）があるときは、次に掲げる者の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数	122 二
	① 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。）	イ
	② 当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。）	ロ
	③ 当該株式会社の監査等委員である取締役	ハ
	④ 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員	ニ
株式会社の新株予約権等に関する事項		
23	当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数	123 一
	（上記 22 の①～④と同様）	イ～ニ

経過措置

新たな事業報告記載事項	経過措置の内容
補償契約に関する事項 役員等賠償責任保険契約に関する事項	施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（省令附則第 2 条第 10 項）。
その他	施行日（2021 年 3 月 1 日）前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告の記載については、なお従前の例による（省令附則第 2 条第 11 項）。

旧第 124 条第 2 項（社外取締役を置くことが相当でない理由の記載）	施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る事業報告については、なお従前の例による（省令附則第 2 条第 11 項）。
なお従前の例によるとされる事業報告に係る社外役員の定義（第 2 条第 3 項第 5 号）	なお従前の例による（省令附則第 2 条第 12 項）。

別表2 株主総会参考書類の新たな記載事項

(※右側条文番号は全て会社法施行規則)

No	新たな記載事項の内容	条文
I	取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任に関する議案	
1	候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	74① 五
2	候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	六
3	【公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるとき】 候補者が過去 <u>十年間</u> に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当	74③ 三
4	【候補者が社外取締役候補者であるとき。公開会社でない会社も記載の対象】 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要	74④ 三
5	【公開会社である場合】 当該社外取締役候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨	74④ 七
	① 当該候補者が、当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又は過去 <u>十年間</u> に当該株式会社の親会社等であったことがあること	ロ
	② 当該候補者が、当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 <u>十年間</u> に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること	ハ
II	監査等委員である取締役の選任に関する議案	
1	候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	74の3 ①七
2	候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	八
3	【公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるとき】 候補者が過去 <u>十年間</u> に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当	74の3 ③三
4	【候補者が社外取締役候補者であるとき。公開会社でない会社も記載の対象】 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要	74の3 ④三
5	【公開会社である場合】 当該社外取締役候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨	74の3 ④七
	① 当該候補者が、当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又	ロ

	は過去十年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること	
	② 当該候補者が、当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること	ハ
III	監査役の選任に関する議案	
1	候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	76① 七
2	候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	八
3	【公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるとき】 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当	76③ 三
4	【当該候補者が社外監査役候補者であるとき】 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨	76④ 六
	① 当該候補者が、当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること	ロ
	② 当該候補者が、当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること	ハ
IV	会計参与の選任に関する議案	
1	候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	75 五
2	候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	六
V	会計監査人の選任に関する議案	
1	候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	77 六
2	候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	七
VI	株式交付計画の承認に関する議案	
1	取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合には、次に掲げる事項	91 の 2
	① 当該株式交付を行う理由	一
	② 株式交付計画の内容の概要	二
	③ 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の	三

決定をした日における第 213 条の 2 各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
--

経過措置

新たな記載事項	経過措置の内容
補償契約に関する事項 役員等賠償責任保険契約に関する事項	施行日（2021 年 3 月 1 日）以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（省令附則第 2 条第 6 項）。
社外役員の定義（第 2 条第 3 項第 5 号） 社外取締役候補者の定義（第 2 条第 3 項第 7 号） 旧第 74 条の 2（社外取締役を置くことが相当でない理由の記載）	施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（省令附則第 2 条第 7 項・第 8 項）。
その他	施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（省令附則第 2 条第 9 項）。

日本監査役協会 監査法規委員会 第48期委員

(敬称略)

委員長	長濱 守信	第一生命ホールディングス(株) 取締役(上席常勤監査等委員)
専門委員	松井 秀樹	森・濱田松本法律事務所 弁護士
専門委員	田中 亘	東京大学社会科学研究所 教授
委員	塩崎 泰司	豊田通商(株) 常勤監査役
委員	富樫 洋一郎	味の素(株) 常勤監査役
委員	藤原 敏正	大阪ガス(株) 常勤監査役
委員	美濃口 真琴	(株)日本取引所グループ 監査委員
委員	藤根 剛	(株)日新 取締役監査等委員(常勤)
委員	二宮 嘉世	(株)フォーラムエンジニアリング 常勤監査役
委員	大野 和人	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局	山形 昭夫	(公社)日本監査役協会
事務局	関谷 一也	(公社)日本監査役協会
事務局	小平 高史	(公社)日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会

Japan Audit & Supervisory Board Members Association

<http://www.kansa.or.jp/>

本 部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1
丸の内中央ビル 13 階
TEL 03 (5219) 6100 (代)

関西支部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16
アクア堂島西館 15 階
TEL 06 (6345) 1631 (代)

中部支部 〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-1
日土地名古屋ビル 9 階
TEL 052 (204) 2131 (代)

九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-1-23
サニックス博多ビル 4 階
TEL 092 (433) 3627 (代)